

広島大学学術情報リポジトリ  
Hiroshima University Institutional Repository

Title	菊池寛「ある抗議書」論：典拠となった石井藤吉『聖徒となれる悪徒』
Author(s)	奥村, 尚大
Citation	近代文学試論, 60 : 73 - 83
Issue Date	2022-12-25
DOI	
Self DOI	<a href="https://doi.org/10.15027/54883">10.15027/54883</a>
URL	<a href="https://doi.org/10.15027/54883">https://doi.org/10.15027/54883</a>
Right	
Relation	



## 菊池寛「ある抗議書」論

— 典拠となった石井藤吉『聖徒となれる悪徒』 —

奥村尚大

はじめに

「ある抗議書」（『中央公論』一九一九年四月）は、菊池寛の短編小説である。姉夫婦を殺された「私」が、司法大臣に送った抗議書という形式で描かれる。犯人・坂下鶴吉の死刑執行後に出版された手記を読み、彼が獄中で教誨を受け、キリスト教に改宗したことで恐怖することなく死刑を受け入れたことを知り、被害者は穏やかな死を迎えられなかったのに対し、死刑囚が穏やかな死を迎えていることについての怒りを述べる。

発表以降、多くの読者を獲得した作品で、文学研究のみならず、法学の分野からも死刑制度や刑罰を描いた作品として繰り返し参照され、紹介されている。また、この作品は発表当時大きなセンセーションを引きおこしており、例えば、刑法学者の牧野英一は「菊池寛君の『ある抗議書』が著はされました時に、多数の学生から、あれを突付けられて、大変種々の質問があつたわけですよ」と語っている。法分野に対して影響力を持ちつづけたという点で、文学作品としては特異な立ち位置を持つ作品だと言える。

また、本作は、「被害者感情」を描いた作品として評価されている。

たとえば独文学者の中里信一は、「被害者感情をたてに、刑罰制度に— 石投じるといふ、いわば凸レンズに対する凹レンズの視点に立つ作例は稀少である」として、ドストエフスキー『罪と罰』や加賀乙彦『宣告』などの他の文学作品とは対照的に、「被害者」の立場から「刑罰制度」を論じた作品であると評価している。石川巧は、菊池寛の法廷小説について論じる中で「ある抗議書」について「何の過失もない人間が、ある日突然、誰かに憎しみの感情を抱かなければならない状況に追いやられ、死刑囚が処刑されたあともあり場のない怨嗟を持ちつづけることになる犯罪被害の状況に対して、法や法廷が一切の応答を拒絶していることを問題にする。ここでは、私怨や無念といった感情の前景化が試みられているのである」と評価している。加えて、牧野英一による新派刑法理論との関係から「同時代における旧派と新派の対立、および、「刑罰の目的」に関する法学界の争点を的確に捉えた言説だった」と指摘している。

この作品の評価は文学研究の領域のみならず、刑務官などの専門家によっても行われてきた。たとえば、宮城刑務所長の佐々木満は「刑罰と被害者感情の関係を生々しく眼前につき突けられた感がする作品であ」と評価している。

これらの読解の傾向を考えるに、菊池寛「ある抗議書」の評価はある程度かたまり、「被害者感情」を描いた作品としてキャノン化がなされていると考えられる。多くの読解において、犯人である坂下鶴吉に對して焦点を当てられることはなく、被害者遺族の感情に評価の重心が置かれている。

しかしながら、同時代の評価は、被害者に重心を置いているものだけではなかった。たとえば、中村星湖は「ある抗議書」について「この中に書かれてあるやうな、獐猛救ひがたき人間も犯人中にあるに相違ないが、同時に、善良ではあるが、たゞその時のハズミなどから大罪を犯す者のあるのも事実だ。まして、強ひられて、罪でない罪に死する者さへあるのだから。私が司法大臣なら、ある抗議書として聞いて置くが、それを一般的の論拠と認める事は出来ない」として、犯人側の境遇を考慮していないことを批判している。

また、刑務官の亀屋美祢雄によつて「間違も無く現行目的主義改善行刑に対する一つのプロテスト」だと述べられている。他に、牧野英一を師とし、行刑分野のオピニオンリーダーであった正木亮によつて「犯人の描写はかけ出し」という批判がなされていたことが、玖波文一郎によつて明かされている。いずれの場合にしても、現在行われている読解とは対照的に、被害者遺族よりも犯人の方に重心を置いている。

なぜこれほどまでに異なった評価がなされてきたのだろうか。その一因として、この作品にはモデルとなった事件が存在しており、同時期の読者はある程度それを念頭に読んでいたと推測されることが考えられる。正木亮は『社会改良』誌上の座談会において、「ある抗議書」

について「死刑囚を説教してよくなつて死んで行く、石井藤吉氏の話です」と語っており、同時代の読者が石井藤吉の存在を前提として読んでいたと考えられる。また、「石井藤吉氏の話」という言葉で「ある抗議書」の内容が伝わると正木亮が考える程度には、石井藤吉に関するコンテキストが共有されていたことが推測できる。

時代が下るにつれて、モデルとなった事件の存在が忘れられたことで、犯人・坂下鶴吉が本質的な悪としての立ち位置を獲得したと考えられる。しかしながら、それには、コンテキストの脱落のほかに、菊池寛の行つたテキスト戦略が大きく関わっていた。というのも、管見の限り、これまで指摘されていないことであるが、「ある抗議書」の犯人である坂下鶴吉に関する記述の多くは、坂下鶴吉のモデルとなった石井藤吉が獄中で残した手記である『聖徒となれる悪徒』（一九一九年一月 石尾奎文閣）が典拠となっており、のちに見ていくように、菊池寛は引用の過程で意図的に石井藤吉を本質的な悪人へと書き換えたと推測されるからだ。

本稿は「ある抗議書」と『聖徒となれる悪徒』という二つのテキストの比較を通じて、どのように「ある抗議書」内に『聖徒となれる悪徒』が取り込まれていったのかを確認する。それによつて、時間の流れの中で抜け落ちた二つのテキストの関係を改めて明らかにすることを目的としている。

### 一 石井藤吉と『聖徒となれる悪徒』について

テキストの比較を行う前に前提として、石井藤吉と『聖徒となれる

悪徒』についての情報を把握しておきたい。石井藤吉（一八七一年〜一九一八年）は一八七一年に愛知県に生まれる。姉と兄を幼い頃に亡くしており、両親と三人暮らしで育つ。父の酒癖が悪く、家庭は貧困のうちにあつた。十歳の頃に学校をやめ、父が外で酒を飲まないようについて回る役をするようになる。十二歳ごろより近所の者が行つていた賭け事に参加するようになり、それを知つた両親によつて奉公に出される。しかし、長く続かず、名古屋に戻り瀬戸物の行商を始める。自分の金を得たことで酒や遊郭通いをするようになる。十八歳ごろ、材木店に働きに行き、そこで友人と金を盗んだことが発覚して逮捕される。その後も再犯を繰り返して、入獄と出獄を繰り返す。一九一五年四月二十九日に砂風呂屋の娘お春を殺害し、所持していた金品を奪ひ、逃走する。この事件が「鈴ヶ森おはる殺し事件」として報道され有名となった。

その後、逃走した石井藤吉は、一九一五年六月十八日に横浜で新派歌人大槻慎郎夫妻を殺害し金品を盗む。同年十二月八日に逮捕され、横浜地方裁判所から死刑判決を受ける。

のちに確認するように、「ある抗議書」において「私」の姉の事件のモデルとなつたのは大槻慎郎夫妻の事件の方であると考えられる。

石井藤吉は、獄中でキリスト教伝道師ウエストとU・C・マクドナルドから定期的に面会を受け、二人から送られた聖書を読んだことがきっかけで信仰心に目覚める。のちに見るように、この宗教体験によつて、死刑の効果が薄れたという批判が「ある抗議書」のテーマの一つとなつている。

『聖徒となれる悪徒』は一九一九年一月に石尾奎文閣より発行され

た。内容は石井藤吉による自伝である「懺悔録」と獄中感想の「所感日記」の二部に分かれている。編者は原成吉である。田川大吉郎、U・C・マクドナルド、有馬四郎助の三者による序文と、鈴木富士弥によるマクドナルド宛ての書簡と、写真版によつて印刷された石井藤吉直筆の原稿の一部が付されている。発売後、新聞には「鈴ヶ森おはる殺し事件」の犯人の手記として広告が掲載された<sup>10</sup>。のちに確認していくように、「私」が手記の出版について新聞の広告で知ることや、「ある抗議書」の中で有馬四郎助の言葉が典獄の言葉として引用されているなど、『聖徒となれる悪徒』周辺の成立状況も含んだうえで引用がなされているという特徴がある。

また、同時代の『聖徒となれる悪徒』の受容についてであるが、雑誌『主婦の友』誌上における記事で、「彼の獄中で物した懺悔録『聖徒となれる悪徒』は八カ国語に訳されるほど、社会に大きなセンセーションを起こしたのでした<sup>11</sup>」と述べられており、ある程度の知名度があつたことが推測される。また、記事内で「石井藤吉も救われた」という小題が付された節が設けられており、同時代の読者は石井藤吉についての情報と、彼がマクドナルドの教誨を受けたことをある程度把握していたと考えられる。

## 二 テキストの比較

菊池寛の「ある抗議書」において、『聖徒となれる悪徒』はほとんど引き写しのような形で引用される。本稿では、引用について三種類に分類した。

- ① 『聖徒となれる悪徒』の記述を一部削除して引用したもの。
- ② 書き換えられて類似した表現が用いられているもの。
- ③ 細かい異同を除いてほとんど同じ言葉を用いているもの。

本節では、特に①と②について分析を行う。

①の一部削除して引用しているものの中で特徴的なものとしては、以下の表1に見られるように、「其の事を今日思ひますと、私の其当時の心は誠に強悪の人間でありましたことでございます。普通の悪人なれば、家人に隣の人を呼ばれば其能逃走いたしますが、私はそれと反対で害を加へるといふ有様でした」<sup>12)</sup> という自分の起こした事件について考えを述べている言葉が削除されているという例が挙げられる。

表1 事件の様子についての記述

『聖徒となれる悪徒』	「ある抗議書」
<p>(前略)十八日の夜、或る家へ忍び込みて、家人を縛りまして、妻君に金を出せと脅迫いたして居りますと、主人が盗賊々と大声を發しますから、隣の人に聞えては悪いと思ひまして、其の</p>	<p>(前略)坂下鶴吉は、その夜のこゝとを次の様に申して居ります。『廿一日の夜ある家へ忍び込みて、家人を縛りまして細君に金を出せと脅迫いたして居りますと、主人が盗賊々と、大声を發</p>

<p>場に在り合せたる手拭にて首を締るのを妻君が見て居りましたから、又妻君が精力一杯の大声を發して人殺しと呼びましたから、又其の場に在り合せたる細帯にて遂に二人共殺してしまひました。さうして居りますと隣家にて人の聲がいたしますから、金や品物を持ち出す間がありませんから、唯其の場所に在りました女持ちの金模様の時計を一個だけ盗んで出て来て了ひました。其の当時の心は誠に強悪の人間でありましたことでございます。普通の悪人なれば、家人に隣の人を呼ばれば其能逃走いたしますが、私はそれと反対で害を加へるといふ有様でした。其の場所にて、夫が私の為に締め殺されるのを目前に見て居る妻君の心の中は如何様に恐ろし</p>	<p>しますから、隣の人に聞えては悪いと思ひまして、その場にあり合せたる手拭にて首を締めるのを、細君が見て居りまして、細君が精一杯の大声を發して人殺しと呼びましたから、又其の場に在り合せたる細帯にて遂に二人共殺してしまいました。目の前に夫が締め殺されるのを見て居る細君の心情はどんなに恐ろしく思われたでしょう。』と、呑気なことを書いてあります。</p>
--	--

く思はれたでございませう。  
 (石井藤吉「十七 横濱の夫婦  
 殺し」)

このような操作を通じて、自らの起こした犯罪の「極悪」と認識できる石井藤吉から、自らの起こした犯罪を悔悟せず、考え直すことがない坂下鶴吉として人物造形がなされたと考える。つまり、坂下鶴吉は意識的に更生不可能な悪人としての面が強調されるように描かれていたと考えられる。

②の表現が書き換えられている例の特徴として、次の表2のように、歌の大枠自体は変わっていないものの、表現が大きく変えられていることが挙げられる。

表2 辞世の歌

『聖徒となれる悪徒』	「ある抗議書」
左に掲げるのが刑場の露に消え行く其際に辞世として私に書き送ったものであります。名は汚し此身は獄にはてるとも	彼自身『人の世の罪の汚れを浄めつゝ神のみ国へ急ぐ楽しさ』と、辞世に述べてある如く、天国へ行ける積りであったと思ふのです。

心は潔め今日は都へ  
 (有馬四郎助「はしがき」)

「都」とされていたのが、「ある抗議書」では「神のみ国」と書き換えられている。また、「楽しさ」という言葉が加えられており、坂下鶴吉の内面が直接的に描かれている。「楽しさ」という感情は被害者遺族である「私」の持つ憤りとは対照的なものであると考える。つまり、辞世の歌を書き換えたことで、より坂下鶴吉に対する怒りが引き起こされるように計算されて配置されていると言える。  
 次の表3の例では「骨組」、「鼻」、「眉」に関する描写が似通っている。

表3 容貌についての記述

『聖徒となれる悪徒』	「ある抗議書」
私は或日東京監獄の独房に端然として跪坐せる彼れを見舞ひました。一見する所彼れの骨組の如何にも逞しくして、眼は大に眉毛は飽迄濃く、鼻亦大にして而かも低く、若し夫れ之に	骨組の如何にも逞しい身体、眼は血走って眉毛は飽く迄も濃く、穢悪大きな低い鼻と云い、太く横に走った唇と云い、人間の獐猛な獣性が身体全体に溢れて居るような男でありまし

獐猛の心を持たしむるならば、  
 如何にも怖しかることにぞと想  
 像するだに戦慄する程でありま  
 した。(有馬四郎助「はしがき」)

『聖徒となれる悪徒』の叙述は典獄の有馬四郎助が石井藤吉の容貌  
 として評して書いたものであるが、有馬四郎助がこの文の後に「喜色  
 を満面に漂へたる柔和の面相は、訪問せる私をして意外に愛着の情を  
 禁じ得ざらしめたのであります」と述べたのとは対照的に、「ある抗議  
 書」では「獐猛な獣性が身体全体に溢れて居る」と述べられている。  
 「ある抗議書」の描写は坂下鶴吉が裁判にかけられた場面のものであ  
 るため、この段階では改宗をしていない。そのためこのような表現に  
 なるのは仕方ないかもしれないが、「穢悪」や「獣性」という言葉の追  
 加によって坂下鶴吉の「悪人」としての面をより強調しているという  
 特徴がある。

以上より、引用の際に加わった操作によって本質的で更生不可能な  
 悪人としての面が強調されていると考えられる。

なお、③の例の中でも特徴的なものとしては、作中では直接的な引  
 用のほかに事件や周辺の事象など多くのことを作中に取り入れたも  
 のが挙げられる。次の表4の場面のように「典獄」の言葉の引用がな  
 されているが、種本の『聖徒となれる悪徒』ではもととなった「はし  
 がき」の記述は実際に典獄である有馬四郎助が書いているなど、執筆

者の肩書きについても合致している。

表4 典獄による死刑執行時の記述

『聖徒となれる悪徒』	「ある抗議書」
(前略)唯だ偏に天の彼方に光明 の世界を認め、罪の重荷を投下 ろして恋しき故郷に旅立ち帰る 心地にて、喜色満面勇み立つた 其姿は、坐るに立会の官吏達を 感嘆せしめざるはなかつたと申 します。(有馬四郎助「はしが き」)	しかも典獄なる人までが、その 最後の情景を叙べて、『罪の重 荷を投げ下ろして、恋しき故郷 に旅立ち帰る心持にて、喜色満 面勇み立つたその姿は坐るに 立会の官吏達を感嘆せしめざ るはなかつたと申します。』 云々と、まるで決死隊の勇士を 送るような讃嘆の言葉を洩し て居ます。

また、「ある抗議書」では「殊に、この書に『看守と巡查とに説教』  
 なる一項があります」という記述があるが、実際の『聖徒となれる悪  
 徒』内の「所感日記」に「十七 看守と巡查に説教」が収録されてい  
 るなど、『聖徒となれる悪徒』及び石井藤吉に関する事象から多くのこ  
 とを作品に取り入れていることがわかる。

続いて、石井藤吉が起こした実際の事件との比較に移る。「ある抗議

書』では被害者夫婦の夫について「大正三年の三月迄東京で雑誌記者を致して居りました。が、その頃痲疾の肺がだんだん悪くなりかけましたので、転地療養の為、妻の実家即ち私の家の所在地なる千葉町へ参ったのであります」と述べられている。実際の事件の被害者である大槻禎郎の職業について、新聞報道では「昨年春より神奈川県師範学校書記を勤め居りしが都合に依り辞職し数年前より自己の主宰し居れる短歌雑誌「扉」の編集に専ら力を注ぎ新派歌人として多少世間に知られせしが(後略)」<sup>13)</sup>とあり、雑誌編集を行っていたことがわかる。また、「早稲田大学文科に入学したるも病気のため翌三十九年九月退学し再び横浜に赴き四十年十一月より神奈川県女子師範及県立高等女学校の書記となり(後略)」<sup>14)</sup>とあり、肺病かどうかは判断できないものの、病気を患っていたこと自体は読み取ることができる。以上より、被害者については境遇の上ではモデルとなる事件から大きく離れているわけではない。ただし、被害者夫婦の妻と子どもの弟として設定された「私」の存在や「転地療養」により快方に向かっていた「痲疾の肺」など、新聞からは読み取ることができないことが描かれており、ある程度のフィクションがまじえられていたと解釈できる。

また、他に大きな差異として、次節で確認していくように、『聖徒』なれる悪徒』で書かれていた事件の環境的な要因が捨象されているという特徴がある。

### 三 「良民」と移行される「無智」

「ある抗議書」に登場する坂下鶴吉が石井藤吉をモデルとしている

ことや、テキストが成立した背景を確認してきた。『聖徒』なれる悪徒』からの引用を見る限り、その範囲は「はしがき」から手記後半の「十七 看守と巡査に説教」に至っており、菊池寛が一部だけを拾い読みしたのではなく通読したと推測される。つまり、菊池寛は石井藤吉の人物像がある程度把握したうえで、坂下鶴吉という人物を造形している。

それでは、石井藤吉から坂下鶴吉へと書き換えられるうちに、どのような変化が起きたのだろうか。はじめに、石井藤吉が自らをどのうに語っていたのかということについて確認していきたい。

石井藤吉は以下の通り、自らのことを「無学で無知識な者」と述べている。

それは私は子供の時に、親が貧乏で家計困難のため、小学校へ二年足らずしか通はなかつたのと、其後三十余年筆墨を手についた事がございませぬから、御承知の通り無学で無知識な者、到底面倒なかざりや理屈を書き加へることが出来ませぬこととございませぬ。<sup>15)</sup>

「家計困難」のために小学校に二年間しか通うことができなかったことを述べ、自分を「無学」な人物だと述べる。そのような「無学」の原因となった自らの家庭環境については以下のように述べられている。

父が相変らずの好きな酒を毎日々々大飲みなされるため、自分が



行商で儲けた金は皆自分の好きな酒のために費やして、母には一錢も渡さなかつたことは度々でございました。<sup>16</sup>

石井藤吉の父親は酒を飲み、稼ぎのほとんどを使っていた。そのため、石井藤吉は十歳の時に学校をやめる。また、父の酒癖は悪く、石井藤吉は「他人様のお世話にならぬ様に」父に付き添っていた。さらに、十一歳の頃に母がコレラに感染し、その薬代のために彼も働いていた。そのような家庭環境を石井藤吉自身は「家庭の不規律」と述べている。この時点では、家族のために働く様子を隣人から「孝子」と評されており、「ある抗議書」で描かれているような本質的な悪人とは言い難い。

その後、石井家は一家そろって引越すのであるが、石井藤吉はそこで犯罪傾向を強めていく。

所で、その辺の近所は誠に悪い習慣で、親爺でも子供でも十二三歳になると皆金子を賭けて勝負事をする習慣の所でございましたから、悪い事は見習ひ易いものでございます。私もツイ悪い錢遊びを致す様になりました。斯うなりますと、銭が欲しくなりまして、両親より小遣銭を貰うだけでは足りません。ソロソロ親の目を盗んで家の金や品物を持ち出す様に成りました。此の事が悪事をする初めてでございました。<sup>17</sup>

周辺の悪い環境に感化され、盗みをするようになった藤吉は、この後、奉公先などでも盗みを繰り返すようになる。その後、捕らえられ

て、「監獄」へと送られるが、初犯であったために扱いは「寛大」なものだった。石井藤吉は、そのことについて以下のように回想している。

初犯者は御上様で御寛大にお取扱つて下さいまして、再犯者よりは何か楽に致せて頂きますから、獄内に在りても、苦痛苦勞と云ふ事が此の身にあまり感じなかつた事でございました。此事が私の終始身を過る原因でありました。何なれば、御上様の御慈悲は、人は初めての過失は致し方が無いから、なるだけ寛大に取扱つて下さる御趣意を、私が其の御趣意を解するだけの学力があれば、有難く感じたかも知れませんが、無学の私でございますから、其の有難さ御寛大なるお慈悲を解することができないため、却て監獄と云ふ所は何んでもないと云ふ考えを持ちました。<sup>18</sup>

こうして、「無学」のために「御趣意」を理解することが出来なかつた石井藤吉は「監獄」を「何でも無い」と考えるようになる。石井藤吉が「御上様」という言葉を使っているのは、刑罰や司法の主体が天皇にあるという意識の反映であろう。<sup>19</sup> 後に見るように、国家を中心に刑罰や司法を通じて「慈悲」を得るべき「良民」が、被害者か加害者のいずれであるのかを巡って書き換えが行われていると考えられる。以上、確認してきたように、石井藤吉は自身が犯罪を繰り返すようになる環境的な要因について、繰り返し述べている。しかしながら、「ある抗議書」内ではそれらの事情は捨象されている。前掲の中村星湖の指摘のような「ある抗議書」の持つ問題点は『聖徒となれる悪徒』の石井藤吉から「ある抗議書」の坂下鶴吉へと書き換えられていく段

階で生じたと考えられる。貧困や家庭環境などの問題を抱えていた石井藤吉が、「瘠猛救ひがたき人間」という本質的な悪人坂下鶴吉へと単純化され、書き換えられたのである。

ここで注目したいのが、「ある抗議書」における「私」の母親という登場人物である。彼女は、当然のことながら新聞報道や『聖徒となれる悪徒』には登場しない人物であり、「私」同様に菊池寛が創作した人物である。「私」の母は事件によるショックから体調を崩し、腎臓炎によって死亡する。「私」の語りは、事件当時の様子が語られるだけで具体的な台詞が一切描かれない姉夫婦とは対照的に、母の言葉を繰り返しているという特徴がある。こうした点から見れば、作品内部での母親の存在感は大きいと言える。

石井藤吉と「私」の母親はその「無智」や「無学」が描かれる点で、相似する存在だと言える。石井藤吉は、「無学」のために「慈悲」をはじめは理解することができず、最終的に獄中において学ぶ機会を得ている。<sup>20</sup> それに対して、「私」の母は作品の末尾で「私は、母の愚かな期待を思い出すことに、彼女の無智を憫れむ潜々たる涙を抑えることが出来ません」と語られており、いずれも「無学」や「無智」であることが述べられている。その一方で、石井藤吉を書き換えることで造形された坂下鶴吉は、「無学」であることが削除されている。

こうした書き換えを見ると、石井藤吉が述べていた「無学」という特性は、「私」の母親の方へと移し替えられていると考えられる。「ある抗議書」では「現代の刑法」や「司法制度に於ける文明主義」という表現が用いられており、それらと対置され、そこから取り残された人物として被害者が描かれている。「私」の語りは、自分たちについて

「無念が正当に晴されることを、良民の一人として国家に要求する権利がある」と述べ、被害者たちを「良民」や「臣民」という言葉で自らを位置づけている。「私」が語る「良民」は、抗議書を通じて「国家に要求」し、制度を変化させることができる可能性を秘めたものだったという点では評価することができるだろう。

その一方で、「国家」に対する要求を行う際に、「文明主義」や「現代」といった表現を用いることで、刑罰制度を「自然」や「無智」といった概念と対置しており、被害者たちの考えが「自然」と述べられて普遍的なものとして描かれるのに対し、刑罰制度に関しては歴史的に構築されたものとして見なす立場が取られている。さらに、「国家の刑罰機関の効果が、キリスト教の信仰によって蹂躪された」と語られ、「文明主義」はキリスト教へと接続されている。<sup>21</sup> こうした視点は、現実には石井藤吉の置かれていた状況を捨象し、被害者遺族の感情だけを「自然」なものとして特権化しているという問題点を含んでいる。「私」が語る「良民」という概念は坂下鶴吉のような「悪人」を排除する形で成立しており、「悪人」が「国家に要求する権利」については考えられていないという問題点が指摘できる。

これまで見てきたように、「ある抗議書」というテキスト自体が石井藤吉『聖徒となれる悪徒』から意図的に石井藤吉の生い立ちや悔悟などを捨象し、「無智」という属性を奪い取る形で成立している。また、その構図は「私」によって語られる「良民」が加害者の存在を排除することで成立しているというテキスト内部の構造と重なる。『聖徒となれる悪徒』から「ある抗議書」への書き換えには、社会や教育制度からこぼれ落ちていた加害者の声を奪い、本質的な悪人として描いてい

るといふ問題点があった。

#### 四 おわりに

以上、「ある抗議書」について『聖徒となれる悪徒』との比較を通じて考察を行ってきた。比較を通じて、この作品が『聖徒となれる悪徒』からの引用を中作の形で組み込むことよって成り立っていることや、石井藤吉の悔悟や環境的要因が削除されていることよって悪人としての性質がより強調されていることなどを確認した。また、「私」の母という人物よって石井藤吉の持っていた「無学」という性質が奪われていることや、テキスト内部で語られる「良民」という概念が加害者の存在を排除することで成立しており、それがテキストの成立と重なるということから、「ある抗議書」が加害者の声や要求ということを排除しているということについても確認した。

この作品は発表から長い間読まれ受容され続けてきた作品であり、それだけに刑罰や司法といった問題に対する一つの意識が読み取ることが出来ると考える。しかしながら、『聖徒となれる悪徒』と石井藤吉を念頭に再読したとき、そこに多くの問題が潜んでいる。「ある抗議書」は『聖徒となれる悪徒』が持っていた加害者であると同時に被害者であるという石井藤吉の立場を捨象してしまっている。その点で、現実の複雑な状況を本質的な被害者と加害者という構図へと単純化してしまっている。しかし、そのような単純さがかえって共感を呼んだと考えられる。

今後は「ある抗議書」が持つイデオロギー性や問題点を踏まえた上

で、普遍的な被害者遺族の感情を描いた作品としてではなく、モデルとなった事件を持った作品として、再度文学史のうちに位置づけなおす必要があるだろう。

注

- (1) 牧野英一・久米正雄・菊池寛・佐々木茂索「牧野英一博士に物を訊く座談会」(『文藝春秋』九卷十一号 一九三二年十一月)
- (2) 中里信一「処罰のアスペクト——菊池寛の『ある抗議書』について——」(『愛知学院大学論叢 一般教育研究』三十五卷三・四号 一九八八年三月)
- (3) 石川巧「ネゴシエーションとしての文学——菊池寛が描いた法」と法廷——(『日本近代文学』九十一集 二〇一四年十一月)
- (4) 前掲石川「ネゴシエーションとしての文学——菊池寛が描いた法」と法廷——。注(1)の座談会において、久米正雄が「大分『ある抗議書』については先生(引用者注：牧野英一)に攻撃があるといふことはその時分から評判でした」と発言していることを考えると、同時代の読者は新派刑法理論への批判を描いた作品として認識していた。その意味では、同時代的にはイデオロギーを強く反映した作品として捉えられていた。
- (5) 佐々木満「恩讐の彼方へ」(『文学に現れた罪と罰』矯正協会 一九八五年五月)。そのほか、司法関係者による作品の読解として、岡田良平「文学と司法 小説『ある抗議書』の意味するもの」(『捜査研究』二十巻五号 一九七一年五月)がある。
- (6) 中村星湖「四月の創作」(『太陽』一九一九年五月 『文芸時評体系 大正篇』第七巻 ゆまに書房 二〇〇六年十月所収)

- (7) 亀屋美祿雄「或る抗議書」の黙殺に就いて（『刑政』四十五卷二号 一九三二年二月）
- (8) 玖波文一郎「行刑小話（七）」（『刑政』四十四卷十一号 一九三二年十一月）
- (9) 正木亮・山川菊栄・松岡洋子・守屋東・鈴木布美「婦人に聴く死刑問題」（『社会改良』第一卷四号 一九五六年五月）
- (10) 「出版界」（『朝日新聞』朝刊 一九一九年一月十八日 六頁）
- (11) 婦人記者「囚人の母と呼ばれたマクドナルド女史の尊き生涯」（『主婦の友』十五卷十一号 一九三二年十一月）
- (12) 「十七 横濱の夫婦殺し」（『聖徒となれる悪徒』一九一九年一月 石尾奎文閣）
- (13) 「新派歌人夫婦惨殺さる」（『朝日新聞』朝刊 一九一五年六月一九日 五頁）
- (14) 注(13)に同じ。
- (15) 石井前掲書、一〇二頁
- (16) 石井前掲書、四頁
- (17) 石井前掲書、九頁
- (18) 石井前掲書、十五〜十六頁
- (19) ダニエル・V・ボツマンは「当時（引用者注・明治初期）は天皇の威光がまだ国民の大部分に行き届いていなかったが、明治政府の指導者たちは、過酷な刑罰を緩和することで、天皇が仁君である証拠を立て、岩倉（引用者注・岩倉具視）の意見書が言うところの「武治之時代」が終わったことを簡単に示すことができた」（「規律社会へ」『血塗られた慈悲、鞭打つ帝国』二〇〇九年一〇月 インターシフト）と指摘している。司法や

行刑の主体を天皇に見る考えはボツマンの指摘する明治期の変革によって形成された意識と連続していたと考えられる。石井藤吉は『聖徒となれる悪徒』内で、繰り返し神やイエスキリストに対する感謝を述べており、司法の主体を「御上」から読み替えている。

(20) 石井藤吉による文章について、裁判官が「学者の書いたのは文章を飾るから真実の味がない。無学の人が書いたのが宜いから飾らずに書きなさい」と述べたことが『聖徒となれる悪徒』で明かされている。『聖徒となれる悪徒』内に掲載された弁護士鈴木富士弥からU・C・マクドナルドへの書簡でも「文字拙しと雖も、真情溢るゝが如く」として、教育がないことや文章が拙いことを真実や真情と結び付けられている。

(21) 繁田真爾「監獄教誨の誕生」（『悪』と統治の日本近代』二〇一九年七月）において、一八九二年を境に、キリスト教による教誨が後退し、浄土真宗の僧侶が監獄教誨をほとんど独占するようになっていったことが指摘されている。キリスト教の教誨師は圧倒的に少数派であり、その活動は司法制度の周縁的なものに限られていた。その点を考慮に入れると、菊池寛の述べるキリスト教による「蹂躪」は事例としては少ないものであったと考えられる。

テキストは『菊池寛全集 第二卷』（一九七〇年三月 文芸春秋新社）を使用した。

（おくむら なおひろ、広島大学大学院人間社会科学科博士課程後期）